

図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン

図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会

第1 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、従前から行われていた図書館等における複製サービスに加えて、令和3年改正法によって追加された特定図書館等における公衆送信サービスに関する法令の解釈とその運用について定めるものです。

令和3年改正法に対応するため、「図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会」が組成され、現在まで様々な議論が積み重ねられてきました。それらの議論を経て同協議会における合意に基づき定められたものが本ガイドラインとなります。

なお、令和3年改正法は、従前から行われていた複製サービスに関する規定にも変更が及ぶものとなっています。このため、本ガイドラインは複製サービスもその対象としています。もっとも、複製サービスは多くの図書館において永年にわたり実務慣行が積み重ねられてきたものであることを鑑み、本ガイドラインは同サービスの実施について実質的な変更を行うものとはならず、「公立図書館における複製サービスガイドライン」「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」及び「写り込みに関するガイドライン」の記載を包含するものとしています。

また、令和3年改正法に基づく公衆送信サービスに対する補償金は、同サービスを実施する特定図書館等の設置者が、文化庁長官が指定する指定管理団体を通して権利者に支払うこととされています。そして現在、著作権者団体及び出版者団体によって設立された一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会（略称「SARLIB」、以下略称表記とする）が、その管理団体に指定されています。

以上により、本ガイドラインは、著作権法（以下「法」という）第31条第1項から第5項に基づく、複製サービス及び公衆送信サービスの双方に適用されるものとなります。

なお、本ガイドラインは、図書館関係者、著作権者団体、出版者団体、有識者らが参加する協議会での意見交換、協議の中で、現時点で引き続き検討が必要な事項を含め共通認識が得られた部分を公表するためのものです。本ガイドラインの内容については、今後も適宜検討の場を設けて必要な見直しを行

うことにしています。

第2 改正法の解釈と運用

1 制度趣旨

図書館等における複写サービス、特定図書館等における公衆送信サービスは、いずれもそれらの施設の利用者への資料提供の一環として実施される、営利を目的としない事業となります。

著作物の複製、公衆送信は著作権者の権利であり、図書館等（以下、明示的に除く旨の記載がない限り特定図書館等を含む）がこれらのサービスを行うことができるのは、法第31条第1項から5項までの規定により、図書館等の公共的奉仕機能を根拠として、著作権者の権利が制限されているからです。

この制度自体が著作物の利用と保護の調和を目指したものです。その具体的な運用ルールは、図書館等や指定管理団体において、持続的な制度運用が可能なものとする必要があります。また図書館資料の大半が新聞を含む出版物の形態をとっており、それらの商業的な流通が健全に維持されることが、図書館資料の一層の充実につながりますので、そのような観点からも、図書館等、著作権者、出版者の合意に基づくルール作りが重要となります。

以下の本ガイドラインの各項目は上記の観点から構成されているものですので、関係者はその趣旨を十分に理解し、複写サービス及び公衆送信サービスの充実と適正な運用に努めなければなりません。

2 「図書館資料」について

（1）定義

複写サービス及び公衆送信サービスにおいて、その対象となる図書館資料とは、図書館等が選択、収集、整理、保存している資料をいいます。

（2）図書館間協力により提供された資料の取り扱い

図書館間協力により提供された、他館の図書館資料の複製物を複写サービスの対象として扱うことは、「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」（大学図書館間においては「大学図書館協力における資料複製に関するガイドライン」）に準拠することにより、行うことが可能です。

今後、公衆送信サービスも実施可能となるよう別途要件等を整理していきます。

（3）電子ジャーナル等の取り扱い

各図書館等が契約しているオンラインの電子ジャーナル、オンライン

のデータベースサービス等によって提供されている著作物については、複写サービス及び公衆送信サービスの対象外です。

(4) 寄贈・寄託資料の取り扱い

図書館等にその処分権限がある（所有権がある）寄贈資料は、「図書館資料」に含まれるため、複写サービス及び公衆送信サービスの対象となります。

一方図書館等がその処分権限を有しない寄託資料については、寄託時に定められた条件によることになります。

3 サービスの主体

(1) 行為主体

複写サービス及び公衆送信サービスの行為主体は、利用者からの依頼を受けた図書館等となります。各図書館等は、利用者からの複写または公衆送信の依頼に対し、法令及び本ガイドラインに基づいてその適否を判断しサービスを実施する責務を負います。

複写サービスの実施にあたっては、司書またはこれに相当する職員（著作権法施行規則第1条の4に定めるもの）を置き（公衆送信サービスの実施にあたっては、下記第9項の要件が付加される）、図書館等が主体的にサービスを行う必要があります。

(2) 外部事業者への委託

複写サービス及び公衆送信サービスの申込受付以降における事務処理の全部または一部を、図書館等は外部事業者に委託することが可能です。ただし、その場合は図書館等が当該外部事業者との間で監督権限等を有することを定めた契約を締結し、法令及び本ガイドラインに準拠したサービスとして実施されなければなりません。

(3) 利用者自らの行為

複写サービスにおいては、図書館等の館内にコイン式コピー機を設定して、法第31条第1項の範囲内で利用者自らが複写することを認めている場合があります。これは司書又はこれに相当する職員が随時管理監督することができる場合にのみ許容されるものです。

4 制度目的による限定

複写サービス及び公衆送信サービスは、利用者の調査研究の用に供することがその目的とされています。これは利用者の娯楽・鑑賞の用に供する目的でこれらのサービスを行うことは許容されないということを意味します。図書館等はサービスの実施にあたり、利用者に利用目的を記載した申請書の提出を求めるなど利用者の利用目的が法令に則ったものであるかどうかを確認することが求められます。

5 対象となる著作物の範囲

複写及び公衆送信を行うことができるのは、公表された著作物の一部分であることが原則です。

(1) 「公表」の意義

「公表された」とは、法第4条の要件を満たした場合を言います。図書館資料の大半は出版物（新聞を含む）として発行されたものですので、その掲載著作物は公表されたものとなります（法第4条第1項）。

(2) 著作物の単位

著作物の単位は、以下によることとし、複写及び公衆送信の利用可能範囲は著作物1単位ごとに判断します。

- ・書籍に掲載されている著作物は、書籍一冊ごとに下記の〔著作物のジャンルごとの判断基準〕に従い判断する。なお、1作品が複数の書籍にまたがって掲載されている場合は、一冊の書籍に掲載されている部分をもって一つの著作物として扱う。
 - ・新聞、雑誌に掲載されている著作物は、号ごとに下記の〔著作物のジャンルごとの判断基準〕に従い判断する。同一タイトルで複数の号に分けて掲載されている場合は各号掲載分を、それぞれ一つの著作物として扱う。
 - ・事典（項目の著作者が明示されている場合）については、1項目をもって、一つの著作物として扱う。
 - ・新聞、雑誌、事典等、素材の選択や配列に創造性が認められる編集物は、全体を一つの編集著作物として扱う。
- 〔著作物のジャンルごとの判断基準〕
- ・絵画や写真は1作品、1図版をもって、一つの著作物として扱う。
 - ・地図は1枚、1図版をもって、一つの著作物として扱う。
 - ・楽譜や歌詞は1作品をもって（複数楽曲によって大きな1作品が構成されている場合は、各楽曲をもって）、一つの著作物として扱う。
 - ・俳句は1句、短歌は1首をもって、一つの著作物として扱う。
 - ・脚本については1作品をもって、一つの著作物として扱うが、連続ドラマ等の場合は同一タイトルであっても、各話またはサブタイトルごとに、一つの著作物として扱う。
 - ・文芸作品、論文や漫画作品は1作品をもって、一つの著作物として扱うが、読み切り（連作を含む）作品の場合は同一タイトルであっても、各話ごとに、一つの著作物として扱う。

(3) 「一部分」の意義

複写サービス、公衆送信サービスともに、各著作物の2分の1を超えな

い範囲とします。

6 全部利用が可能な著作物

(1) 政令による指定

複写サービス及び公衆送信サービスにおいて、利用することができるのは著作物の一部分であることが原則ですが、著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定める著作物については、例外として当該著作物全部の利用が許容されます。本ガイドラインでは政令（著作権法施行令第1条の4、第1条の5）の規定を踏まえて、以下(2)から(6)までに掲げた著作物を全部利用が可能な著作物とします。(2)から(6)までのいずれか一つに該当すれば、全部利用が可能な著作物となります。

(2) 国等の周知目的資料

「国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物」と定められています。

(3) 発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物

定期刊行物とは、定期又は一定期間を隔てて、通常年1回又は2回以上刊行する逐次刊行物であって、同一の題号のもとに終期を定めず巻次又は年月次を付して発行されるものを言います。

発行後相当期間は以下のとおりとします。

ア 複写サービス

通常の販売経路において、当該定期刊行物の入手が可能な期間を意味し、原則として次のように取り扱います。

- ・日刊、週刊、月刊、隔月刊の場合

次号が発行されるまでの期間

- ・3か月以上の刊行頻度の場合(上記の刊行物で予定通りに発行されない場合を含む)

当該刊行物の発行後3か月までの期間

イ 公衆送信サービス

発行後1年間(ただし、新聞については次号が発行されるまでの期間)

なお、複数の著作物が掲載されている定期刊行物において、個々の著作物は、それぞれ全部を利用可能であるとしても、合わせて当該定期刊行物の全部を利用することはできません。このような定期刊行物はその全体に対して原則として編集著作物性が認められるものであり、その一部分

を利用範囲の上限とします。

(4) 美術の著作物等

美術の著作物、図形の著作物、写真の著作物は、一体としての視覚的効果を有することを前提とした著作物であり、その一部分の複製、公衆送信では意味をなさないのみならず、同一性保持権侵害の問題も生じるおそれがあります。このため、政令においては、利用対象となる著作物の一部分と一体のもの（内容に着目したものではなく、同一頁に掲載されているという外形的な状態をもって一体のものとされています）として図書館資料に掲載されていることにより、当該著作物の一部分に付随して複製、公衆送信されることとなるものについては、その全部を利用することができるものとされました。この政令の規定を踏まえ、本ガイドラインでは美術の著作物等の利用について、以下のとおりとします。

ア 複写サービス

「複製物の写り込みに関するガイドライン」に従うものとします。

イ 公衆送信サービス

公衆送信のために複製される図書館資料の一頁につき、一点当たりの美術の著作物又は写真の著作物が、当該頁の3分の2以上の割合を占めて掲載されているものについては、複製時に以下の条件を満たさなければならないものとします。

（ア）原則として解像度を200dpiとして複製すること。

（イ）図書館資料の劣化等の事情により、調査研究の用に供することが困難であると認められることから、200dpiを超えて複製する必要がある場合には、300dpi程度を上限として、目的外利用防止のための措置（デジタル方式又はアナログ方式により、複製対象となる頁上の2以上の箇所均等に配置されるように記号等を付し、当該頁中に掲載されている美術の著作物又は写真の著作物の上に当該記号等が付されるようにする措置）を講じた上で複製すること。

(5) 分量の少ない著作物

定期刊行物を除く図書館資料に掲載されている言語の著作物で、その分量が少ないものの複製、公衆送信については、以下のとおりとします。

なお、今後本ガイドラインの合意事項に基づいた政令上の規定の制定を、本関係者協議会として求めていく予定です。政令が制定された場合は、その内容を踏まえて本ガイドラインの記載を改定することになります。

ア 複写サービス

「複製物の写り込みに関するガイドライン」に従うものとします。

イ 公衆送信サービス

図書館資料の複製が行われる同一頁（見開き単位で複製が行われる場合はその見開きになっている2頁）内に、単独又は複数の著作物の全部又は2分の1を超える部分が掲載されている場合、それぞれの著作物について、その2分の1を超える部分についても公衆送信することができます。

ただし、もっぱら分量の少ない著作物で構成されている図書館資料（句集・歌集、事典類等が典型ですが、これらに限りません。）においては、前段の扱いによる複製箇所は連続してはなりません。なお、本項の規定にかかわらず、7（2）に該当する図書館資料は公衆送信サービスの対象とはなりません。

（6）漫画の著作物

定期刊行物を除く図書館資料に掲載されている漫画の著作物のうち、分量の少ない著作物の複製、公衆送信については、上記（5）に準じて取り扱うものとします。

7 利用対象外となる図書館資料（法第31条第2項ただし書）

（1）法の規定

法は、公衆送信サービスにおいて、「当該著作物の種類（著作権者、その許諾を得た者、出版権者若しくはその公衆送信許諾を得た者による当該著作物の公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあっては送信可能化を含む。以下この条において同じ。）の実施状況を含む。第104条の10の4第4項において同じ。）及び用途並びに当該特定図書館等が行う公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合」（法第31条第2項ただし書）と規定しています。

この規定は、下記の諸要素に照らして、現在存在する商用の著作物利用市場と衝突する場合、あるいは将来における著作物の潜在的な商用利用の可能性を阻害するおそれがある場合に、該当する図書館資料を公衆送信サービスの対象外とすることができるとするものです。なお、この規定は商用利用市場への影響に着目するものですので、「著作物の種類、用途」は一般的なカテゴリーではなく、当該著作物が掲載され流通される出版物等の資料の性質に着目して解されることになります。すなわち「著作物の種類」とは、論文・専門書、一般書、新聞などの掲載資料の発行形態の類型を意味します。当該著作物に係る正規市場の規模や電子配信の実施状況も種類の要素に含まれます。また、「著作物の用途」とは、専門の研究者用、学生用、一般用などの資料利用者の属性に着目したものを言います。

「公衆送信の態様」とは、特定図書館等から利用者に送信されるデータ

の精度（画質など）や送信される分量などを意味します。

（２）対象外となる資料

この規定を踏まえて、本ガイドラインでは、公衆送信サービスの対象外とする資料を以下のとおりとします。

- ・法第３１条第２項ただし書に該当するものとして、SARLIB から各特定図書館等に対し除外資料として指定されたもの
- ・楽譜の出版物（各特定図書館等での分類基準等による）
- ・地図の出版物（同上）
- ・写真集、画集（同上）

その他、発行後相当期間経過前の定期刊行物及び各特定図書館等において公衆送信を行うことが不適当と認めた資料も対象外とします。

８ 送信データの不正拡散の防止（法第３１条第２項第２号）

特定図書館等は、公衆送信されたデータがそれを受信した利用者により目的外で拡散されないよう、公衆送信サービスの利用について利用者の個人情報登録の際、または公衆送信サービスの利用の申込みを受け付ける際、利用者に対して、利用規約を相当な方法により説明するとともに、不正拡散の防止等について定めた利用規約への同意を求めなければなりません。

（１）利用規約記載事項

利用規約において最低限定めるべき事項は以下のとおりとします。

①注意事項・禁止事項の遵守について

- ・公衆送信サービスを第三者に利用させないこと
- ・公衆送信サービスで入手したデータを権利者の許諾なく著作権法に定められた権利制限の範囲を超えて第三者に送信し、又は転載しないこと
- ・利用登録時に登録した情報に変更が生じた場合は、速やかに登録した特定図書館等に届け出ること

②不適切な利用が判明した場合の利用停止等の措置

利用規約違反、その他の不適切な利用が判明した場合は、公衆送信サービスの利用停止等の措置を講ずること。

（２）送信する電子ファイルに対して講じる措置

- ①全頁ヘッダー部分に利用者 ID（貸出カードの番号等）を挿入する。
- ②全頁フッター部分にデータ作成館名、データ作成日を挿入する。

ただし、今後の技術的進展等の環境変化に応じて、電磁的方法に係る措置を追加するなど、時宜に応じて追加措置の導入を検討するものとします。

9 特定図書館等の要件（法第31条第3項）

（1）責任者（第1号）

責任者は、図書館等の館長または公衆送信に関する業務の適正な実施に責任を持つ職員のうちから館長が指名する者としします。

また、同一設置者による複数の図書館等がある場合は、責任者の兼任を認めるものとしします。

（2）研修項目、実施方法等（第2号）

ア 研修項目

著作権法、本ガイドライン及び補償金制度に関する内容を研修項目としします。

イ 実施方法

各特定図書館等の責任者を中心に、各特定図書館等の責任において、公衆送信サービスに係る実質的な判断に携わる職員（事務職員を含む。外部事業者が事務処理を委託している場合は、当該外部事業者を含む）に対して、上記アの研修項目を内容とする研修を定期的に行うこととしします。なお、制度全般に関わる内容については、各特定図書館等が共同で実施することを妨げません。その際、必要に応じて文化庁およびSARLIBの協力を仰ぐことができるものとしします。

（3）利用者情報の適切な管理（第3号）

特定図書館等は、利用者情報を適切に管理するため、公衆送信サービスに係る内部規定を定めることとしします。その際、各特定図書館等が所属する組織における既存の個人情報取扱やセキュリティ管理に係る規定を準用することができるものとしします。

なお、以下は最低限定めるべき事項としします。

①個人情報の取得方法について（本人確認の方法）

②取得する個人情報の内容（氏名、住所、電話、またはEメールアドレス）

③取得した個人情報の管理（セキュリティ）

④取得した個人情報の更新（利用者に更新を求める・更新の手段を提供している等）

（4）データの目的外利用を防止し、又は抑止するための措置の内容（第4号）

特定図書館等は、セキュリティ管理等を適切に行うため、公衆送信サービスに係る内部規定を定めなければなりません。その際、各特定図書館等が所属する組織・機関等における既存の個人情報取扱やセキュリティ管理に係る規定を準用することができるものとしします。

なお、以下は最低限定めるべき事項とします。

- ① 電子データの作成に係ること（データに記載する内容等、上記第 8 項（2）に規定した内容と同じ）
- ② 電子データの送信に係ること（誤送信の防止に向けた対策等）
- ③ 電子データの破棄に係ること（保存期間等）

（5）その他業務を適正に実施するために必要な措置（第 5 号）

今後の運用状況を踏まえて定めていくこととします。

1 0 受信者（利用者）における複製（法第 3 1 条第 4 項）

公衆送信サービスにおいては、利用者が受信データをハードディスク等に保存したりプリントアウトしたりすることが想定されますので、それらの利用者による複製行為を一定の範囲内で許容する旨の規定です。

複写サービスでは、このような規定はありませんが、これはすでに複製物が利用者一人につき一部提供されている（法第 3 1 条第 1 項第 1 号）ため、改めて利用者における複製行為を許容する理由がないためです。

利用者は、入手した図書館資料の複製物について、権利者からの許諾がない限り、法第 3 0 条以下の権利制限の範囲を超えて複製等の利用をすることはできません。例えば研究室において共同で利用するために複数コピーを作成するということが違法となります。

1 1 著作権保護期間に関する補償金の要否判断について

著作権保護期間の判断は、言うまでもなく法令の定めに基づいて行うことが原則です。しかし、図書館資料に掲載されている著作物の保護期間判断が必ずしも容易ではないこと、著作物性を有するものであるか否かの判断も難しい場合があることといった法適用、法解釈の問題があるとともに、各特定図書館窓口における送信可否判断を迅速かつ円滑に行う必要があることを踏まえると、公衆送信サービスにおける補償金支払い要否の判断は、当該図書館資料の発行日を基準とし、編集著作物の規定（法第 1 2 条）、無名又は変名の著作物の保護期間（法第 5 2 条）の規定等の趣旨に照らして行うことが妥当であると考えられます。

判断基準は当該図書館資料の発行日を基準とし、以下のとおりとします。

- 1 9 6 7 年以前 送信対象となる図書館資料内の主たる著作者の没年を調査し、没年が 1 9 6 7 年以前または 1 9 6 8 年以降の生存が確認できない場合であれば補償金の支払いを不要とする。没年が 1 9 6 8 年以降の場合は、没後 7 0 年（没日が属する年の翌年から起算して 7 0 年を経過するまで）を経過するまで補償金負担が生じるものとする。
- 1 9 6 8 年以降 発行後 7 0 年を経過するまで、一律補償金負担が生じる

ものとする。発行後 70 年を経過した場合であっても、主たる著作者の没日が発行日以降であれば、当該著作者の保護期間満了まで補償金負担が生じるものとする。

なお、上記判断基準にかかわらず、掲載されている著作物のすべてが保護期間を経過していること、又は著作物性がないと、各特定図書館等が判断した場合は、補償金の支払いは不要とします。

また、原則として、補償金の要否にかかわらず、SARLIB に対する利用報告は行うこととしますが、古典籍等、明らかに著作権保護期間が満了している著作物については、報告対象外とすることも可能とします。

以上

令和 5 年 5 月 30 日制定

令和 5 年 8 月 30 日修正